

6 贈 与 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除及び住宅取得資金の贈与の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む）について、平成13年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について平成11年分以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

1 用語の説明

(1) 住宅取得資金の贈与 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。

(2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人かつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

2 贈与税の主な控除

(1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

(2) 基 礎 控 除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から60万円が控除される。

贈 与 税 の 税 率

	150万円以下の金額	10%
150万円を超え	200万円以下の金額	15%
200万円を超え	250万円以下の金額	20%
250万円を超え	350万円以下の金額	25%
350万円を超え	450万円以下の金額	30%
450万円を超え	600万円以下の金額	35%
600万円を超え	800万円以下の金額	40%
800万円を超え	1,000万円以下の金額	45%
1,000万円を超え	1,500万円以下の金額	50%
1,500万円を超え	2,500万円以下の金額	55%
2,500万円を超え	4,000万円以下の金額	60%
4,000万円を超え	1億円以下の金額	65%
	1億円を超える金額	70%